

# 財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 米原市

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額G	標準財政規模 A+B+C
6,730	4,931	888	12,549

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	21,610	20,744	866	668	1,112	23,375	
駐車場事業特別会計	4	4	0	0	-	-	
住宅新築資金等貸付事業特別会計	7	7	-	-	4	2	
一般会計等	21,615	20,749	866	668		23,377	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	650	473	177	2,008	91	2,841	571	法適用企業
農業集落排水事業特別会計	265	262	3	3	151	2,284	2,158	
流域関連公共下水道事業特別会計	2,886	2,824	62	17	970	23,851	19,868	
米原駅東部土地区画整理事業特別会計	1,480	1,118	362	-	219	3,445	1,300	
工業団地造成事業特別会計	89	89	0	179	35	2,590	-	
住宅団地造成事業特別会計	161	154	7	13	-	134	-	
国民健康保険事業特別会計	3,628	3,599	30	30	240	-	-	
国民健康保険直営診療所事業特別会計	91	87	4	4	2	34	1	
介護保険事業特別会計	2,958	2,945	14	14	408	-	-	
老人保健医療事業特別会計	31	30	1	1	0	-	-	
後期高齢者医療事業特別会計	371	370	0	0	65	-	-	
公営企業会計等 計				2,269		35,179	23,898	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
湖北広域行政事務センター	4,090	3,282	809	803	53	2,213	565	
湖北地域消防組合	2,171	2,105	67	67	-	523	136	
長浜水道企業団	1,505	1,399	106	1,265	-	10,885	-	法適用企業
滋賀県市町村職員退職手当組合	5,791	5,538	253	253	-	-	-	
滋賀県自治会館管理組合	97	82	14	14	-	-	-	
滋賀県市町村職員研修センター	81	76	4	4	-	-	-	
滋賀県後期高齢者医療広域連合	140	129	11	11	-	-	-	(一般会計)
滋賀県後期高齢者医療広域連合	115,704	112,467	3,237	3,237	643	-	-	(特別会計)
彦根市、米原市山林組合	0	0	0	0	-	-	-	
彦根市、米原市造林組合	1	1	0	0	0	-	-	
滋賀県市町村交通災害共済組合	211	208	4	4	-	-	-	
一部事務組合等 計				5,658		13,621	701	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
伊吹山麓青少年育成事業団	△ 6	229	5	11	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			5	11	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	2,023	2,026	3
減債基金	2,854	2,228	△ 626
その他充当可能基金	3,242	3,147	△ 95
充当可能基金計	8,119	7,401	△ 718

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含めない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	4.58	5.32	0.74	△ 12.99	△ 20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	20.35	23.40	3.05	△ 17.99	△ 40.00	農業集落排水事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	15.5	14.7	△ 0.8	25.0	35.0	流域関連公共下水道事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	112.0	101.0	△ 11.0	350.0		米原駅東部土地区画整理事業特別会計	-	-	-
財政力指数	0.64	0.63	△ 0.01			工業団地造成事業特別会計	-	-	-
経常収支比率	87.4	89.8	2.4			住宅団地造成事業特別会計	-	-	-

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△)で表示している。  
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経常健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。